

# 福井豪雨関連支援制度

- ◎特別資金
- ◎利子補給
- ◎激励金等

7月の福井豪雨では、多くの商工業者の方々が直接及び間接的に被害に見舞われました。被害額は52億円とも推定されています。そういった中、県や市・町所をはじめ、経営再建のための各種支援策が打ち出されています。新たな発展のために、是非ご活用いただきたくご案内申し上げます。

詳細については、お問い合わせください

**福井豪雨対策経営特別相談室（福井商工会議所経営支援課内）**  
9月末まで土日も含め毎日開催しています。  
〒918-8580 福井市西木田2-8-1（福井商工会議所ビル2階）  
TEL.0776-33-8283 FAX.0776-33-8288

## 特別融資

### ◎中小企業支援緊急資金 〈福井県〉

**融資限度** 1億円（知事特認の場合2億円）  
**融資対象** 福井豪雨の影響により事業用資産に直接被害を受けた中小企業者  
**資金使途** 経営再建に必要な運転資金及び設備資金（ただし、旧債務の繰上償還とみなされる資金を除く）  
**返済期間** 10年以内（据置2年以内）  
**金利** 1.3%（ただし、5年間は県が全額利子補給する、6年目からは補助なし）  
**保証条件** 信用保証協会の保証付とする（ただし、保証料は県が全額負担）  
**取扱期間** 平成16年12月30日まで  
**その他** 今回の豪雨関連で、経営安定関連保証（別枠）の指定が受けられることになり、一般枠と同じ無担保8,000万円が利用できることになった。利用期間は7月20日～11月19日まで。

### ◎福井豪雨対策借り換え特別資金（新規借入れのみは対象外） 〈福井市〉

**融資限度** 3,500万円  
**融資対象** 福井市内で事業を営み、福井豪雨により直接被害を受けた中小企業者等  
※既存の債務の借り換えを同時に行うもの  
**資金使途及び返済期間**  
①運転資金 7年以内（据置1年を含む）  
②設備資金 10年以内（据置1年を含む）  
③運転・設備併用資金 10年以内（据置1年を含む）  
**金利** 7年以内1.3%、10年以内1.8%（ただし、1年間は市が利子補給）  
**保証条件** 必要により信用保証協会の保証を付ける（ただし、保証料は全額市が補給）

### ◎福井県経営安定資金（経営強化）の要件緩和（融資対象者の要件緩和） 〈福井県〉

**融資限度** 8,000万円  
**融資対象** 水害による影響により、経営の安定に支障をきたしている中小企業者で、最近1ヶ月間の売上高が前年同期の売上高に対して5%以上減少しているもの  
**返済期間** 運転資金5年以内（据置1年以内）  
**金利** 1.65%（保証付1.3%、なお保証料は0.8%）  
**保証条件** 担保・保証人については金融機関の定めによる  
**受付期間** 平成16年12月30日まで

## 利子補給

### ◎小企業等経営改善資金、生活衛生改善資金の利子補給 〈福井商工会議所〉

**融資限度** 550万円（別枠450万円）  
**融資対象** 小規模事業者（商業サービス業・従業員5名以下、製造業他20名以下）  
**保証人等** 無担保・無保証人  
**融資審査** 商工会議所が必要事項を調査し、国民生活金融公庫に推薦する。国民生活金融公庫の審査、決定を経て、国民生活金融公庫から融資実行  
**利子補給の対象** 福井豪雨に直接被災した小規模事業者が、罹災日以降に借り入れた小企業等経営改善資金及び生活衛生改善資金（市町村長の罹災証明書書の添付が必要）  
**補給期間** 融資実行日より5年間全額県及び市が補給（県:市=2:1）  
**取扱期間** 平成16年12月30日まで

## 激励金・減免等

### ◎被災事業所復旧激励金 〈福井市〉

**対象者** 福井豪雨により被災した直接被害を受けた中小企業者で、建物の改築等の費用が100万円以上であるもの等。  
**対象費用** 業務用の建物の改築・改修、設備機器の買い替え・修繕  
※保険での補填分、住居との併用分等は対象とはなりません  
**支給対象期間** 災害発生後3ヶ月以内に行方を行ったもの  
**支給割合、支給額** 15/100以内。限度額50万円

費用額(円)	奨励金支給額(円)
1,000,000～1,333,333	150,000
1,333,334～1,666,666	200,000
1,666,667～1,999,999	250,000
2,000,000～2,333,333	300,000
2,333,334～2,666,666	350,000
2,666,667～2,999,999	400,000
3,000,000～3,333,333	450,000
3,333,334以上	500,000

**申請期間** 平成16年11月30日まで  
**申込先** 福井商工会議所 経営支援課（TEL.0776-33-8283）

### ◎市税関係の減免

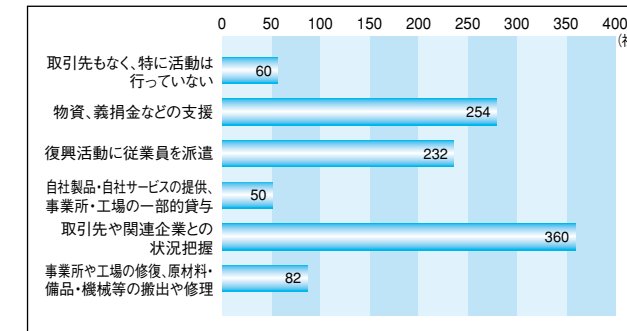
個人市民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料など、減免措置が講じられています。詳細は以下までお問い合わせください。  
**「個人市民税」** 市民税課（TEL.0776-20-5306）  
**「固定資産税」** 資産税課（TEL.0776-20-5315）  
**「国民健康保険税」** 保険年金課（TEL.0776-20-5380）  
**「介護保険税」** 介護保険課（TEL.0776-20-5715）  
 ※県税関係の減免等については当冊子P25をご覧ください。

# 「災害に対する危機管理」に関するアンケート調査結果

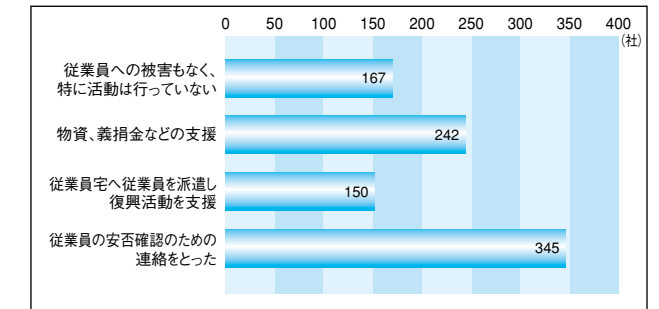
**調査概要**  
 【目的】 今回の福井豪雨による被害を受けて各事業所がどのような対応をとったのか、また、これを教訓としてどのような対応をとるべきなのかを調査、今後の資料とする。  
 【調査時期】 平成16年8月17日(火)～25日(水)  
 【調査対象】 従業員10人以上の企業1900社  
 【回答数】 607社(回答率:32.0%)

## Q1 水害後、どのような対応をしたか

①営業面（取引先）への対応として、最も多かったのは、「取引先、関連企業の状況把握」で、360社、61.1%（複数回答）

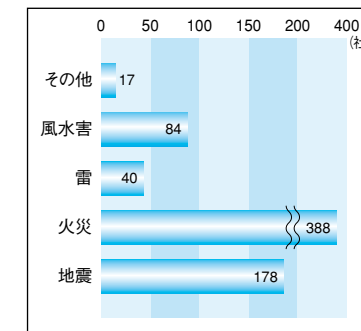


②従業員への対応としては「安否確認」が345社、58.6%（複数回答）

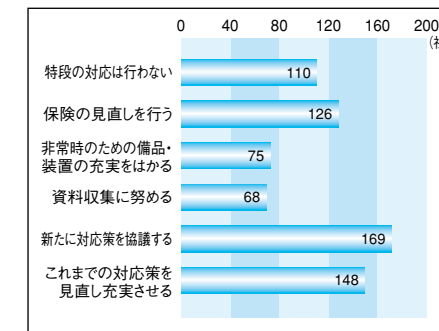


## Q2 今回の水害について

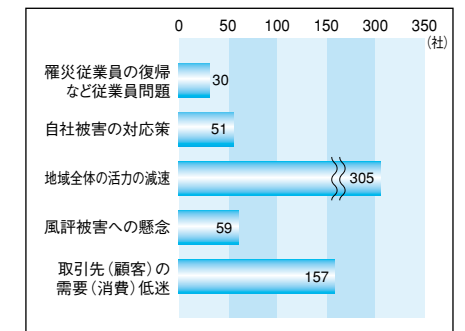
①最も懸念している災害は「火災」で、全体の66.6%（複数回答）



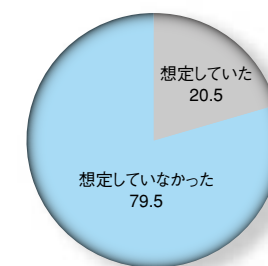
②今後の対応として最も多いのが、「新たに対応策を協議」が28.6%



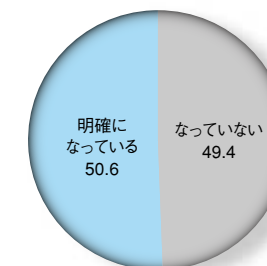
③1ヶ月後の現在の懸念事項は、「地域全体の活力の減速」で57.5%



④今回の水害のような災害を「想定していなかった」事業所は79.5%



⑤災害発生時の対応責任部署が明確になっている事業所は約半数



⑥危機管理のマニュアルがある事業所は160社で26.8%

